

表題部所有者の登記をしようとする旨の公告

下記に掲げる土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を別紙のとおり行う予定であるので、同条第2項の規定により、公告する。

令和8年9月29日 名古屋法務局岡崎支局 登記官 西出 剛史

記

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地目	地積（㎡）
1803-2025-0031	岡崎市欠町字足延64番	ため池	6297
1803-2025-0032	岡崎市欠町字足延70番	ため池	14876
1803-2025-0034	岡崎市欠町字小山田9番	ため池	4968

手続番号	抹消する登記事項（表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項）	登記すべき事項
1803-2025-0031	表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項	表題部所有者として登記すべき者が不在 [令和元年法律第 15 号第 14 条第 1 項第 4 号イ]
1803-2025-0032	表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項	表題部所有者として登記すべき者が不在 [令和元年法律第 15 号第 14 条第 1 項第 4 号イ]
1803-2025-0034	表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項	表題部所有者として登記すべき者が不在 [令和元年法律第 15 号第 14 条第 1 項第 4 号イ]